

# 福祉貸付事業借入申込意見書

※書式等については変更となる可能性がありますのでご注意ください。

## 【事業の概要及び資金計画】

借入申込法人名:

施設種類:

施設名称:

(単位:千円)

総事業費	機構借入金	補助金・交付金	共同募金	贈与金	協調融資	その他借入金	自己資金

(注) 資金計画は入札前の場合、設計見積を元に作成してください。入札等により資金計画に変更があった場合は確認の連絡をいたします。

## 【事業の特殊性】(該当箇所にチェックを入れてください)

- 療養病床からの転換事業(定員 名) (注) ()内は転換該当数を記入  認可を目指す認可外保育施設整備事業  耐震化整備事業  高台移転整備事業
- 災害復旧事業  アスベスト対策事業  老朽改築事業\*  既設用地有効活用改築促進事業\*  地震対策緊急整備事業\*
- 地すべり対策事業\*  高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項(サービス付き高齢者向け住宅)の登録を受ける有料老人ホーム整備事業

※意見書別添様式に当該事業の補助金額を記載する必要がありますので、必ず金額を記入の上意見書を交付してください。

## 【都道府県知事(指定都市又は中核市の長)の意見】(該当箇所にチェックを入れてください)

- 1 都道府県の各種計画等との整合性
- 当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められる。
  - 当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められない。
- 2-1 事業者の適格性(施設整備の行政庁と法人所管の所轄庁が同一もしくは同一都道府県の施設整備で法人所管の所轄庁)
- 当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であると認められる。
  - 当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であると認められない。
  - 当該借入申込者に対する認可、監査権限等の関係から意見を述べる立場にない。
- 特記事項( )
- 2-2 事業者の適格性(施設整備の行政庁と法人所管の所轄庁が異なる)
- 法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であることを確認した。
  - 法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者でないことを確認した。
  - 当該借入申込者に対する認可、監査権限等の関係から意見を述べる立場にない。
- 特記事項( )
- 3 当該事業に対する補助
- 当該事業の必要性を考慮し、補助する予定である。[補助予定額 千円](内訳は別添様式のとおり)
  - 当該事業に対する補助はない。
  - 補助する予定はないが、次のとおり必要性を認めるものである。
- 特記事項( )
- 4 当該事業の必要性
- 当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認めるものである。
  - 当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認められないものである。
  - その他、以下の特記事項のとおり。
- 特記事項( )

なお、借入申込後において、事業の円滑な整備の実施又は事業の安定的かつ継続的な運営に支障をきたす恐れのある問題を把握した場合には、機構に対し速やかに報告し、その対応を協議する。

年 月 日

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長

印

独立行政法人福祉医療機構理事長 様

(作成担当課:

課・室(Tel

-

-

))

## 【市区町村長の意見】(該当箇所にチェックを入れてください)

- 1 市区町村の各種計画等との整合性
- 当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められる。
  - 当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められない。
- 2-1 事業者の適格性(施設整備の行政庁と法人所管の所轄庁が同一)
- 当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であると認められる。
  - 当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であると認められない。
  - 当該借入申込者に対する認可、監査権限等の関係から意見を述べる立場にない。
- 特記事項( )
- 2-2 事業者の適格性(施設整備の行政庁と法人所管の所轄庁が異なる)
- 法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であることを確認した。
  - 法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者でないことを確認した。
  - 当該借入申込者に対する認可、監査権限等の関係から意見を述べる立場にない。
- 特記事項( )
- 3 当該事業に対する補助
- 当該事業の必要性を考慮し、補助する予定である。[補助予定額 千円](内訳は別添様式のとおり)
  - 当該事業に対する補助はない。
  - 補助する予定はないが、次のとおり必要性を認めるものである。
- 特記事項( )
- 4 当該事業の必要性
- 当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認めるものである。
  - 当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認められないものである。
  - その他、以下の特記事項のとおり。
- 特記事項( )

なお、借入申込後において、事業の円滑な整備の実施又は事業の安定的かつ継続的な運営に支障をきたす恐れのある問題を把握した場合には、機構に対し速やかに報告し、その対応を協議する。

年 月 日

市区町村の長

印

独立行政法人福祉医療機構理事長 様

(作成担当課:

課・室(Tel

-

-

))

※記名・押印については、委任された方で差し支えありません。

### 当該事業に対する補助金等の概要

◎ 補助対象となる施設ごとに記入してください。

施 設 名	
-------	--

(金額単位:千円)

補助金の財源		<input type="checkbox"/> 国庫補助金 <input type="checkbox"/> 次世代交付金 <input type="checkbox"/> 安心こども基金 <input type="checkbox"/> 保育所等整備交付金 <input type="checkbox"/> 保育対策総合支援事業費補助金 <input type="checkbox"/> 地域介護・福祉空間交付金 <input type="checkbox"/> 地域医療介護総合確保基金 (いずれも自治体負担分含)		<input type="checkbox"/> 都道府県(単独)補助金 <input type="checkbox"/> 政令市(単独)補助金 <input type="checkbox"/> 中核市(単独)補助金	市区町村単独補助金
区 分					
補助内容及び補助額(※)	建築工事費 特別工事費 (含大型設備・特殊) 設計監理費 にかかる資金				
	うち自家発電設備及び 給水設備にかかる資金				
	設備備品・整備資金				
	土地取得資金 (含定借一時金)				
	その他資金 (運転資金・登記費用等)				
	合 計				

(※) 補助額は資金用途ごとに記入してください。

※ 建築資金の国庫補助金等が民老等に該当する場合 (事業ごとに補助金額を記入してください。)

(金額単位:千円)

1	老朽民間社会福祉施設整備事業 (老朽度数又は現存率	点、%)	
2	既設社会福祉施設用地有効活用改築促進事業		
3	地震対策緊急整備事業		
4	地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備事業		